

4 地域振興基金について

1 地域振興基金とは

合併後の市町村が、地域住民の連携の強化又は、地域振興のために設ける基金でこの基金に対する積み立てのうち、特に必要と認められるものに要する経費については、合併特例債を起すことができ、その合併特例債の元利償還金の一部（70％）について、普通交付税の措置が講じられます。基金は償還が終わったものから基金設立目的に応じた事業で市町村建設計画に位置づけられた事業に使うことができます。

2 財政措置は

(1) 借入限度額

南部町の標準基金規模は約 10 億円です。

(2) 地域振興基金の財源

地域振興基金は合併特例債を 95％充当、うち後年度元利償還金の 70％を基準財政需要額に算定することで交付税措置されます。

(図 1)

標準基金規模 10 億円		
合併特例債 95%	9.5 億円	一般財源
元利償還金 70%を交付税措置	償還時 30%を一般財源	5%0.5 億

(3) 地域振興基金の必要性

平成 16 年から行われた三位一体改革によって地方財政は非常に厳しい状況にあります。依存財源が 75%近くを占める南部町では歳入が減少する中で、行財政改革によるスリム化による歳出削減と定住化策、公共料金の見直し等による歳入確保によってこの苦境を乗り切ろうとしています。しかし、歳出に対して足りない部分を基金取り崩して何とか賄っている状況が続いています。具体的には平成 19 年度の経常一般財源は主に地方税と普通交付税ですが、三位一体改革以来交付税は 5.1 兆円という減額が行われ、南部町の平成 19 年度当初予算は平成 5 年以来 14 年ぶりに 60 億円を割り込まざるを得ませんでした。経常経費とは毎年継続して支出される経費で、人件費、借金の返済（公債費）委託料（物件費）などが主なものです。

したがって収入の減った分を経常経費の削減を進めることで対処してきました。職員の定数削減や公債費の繰上償還、委託料や補助金の見直し等の行財政改革を進め、基金の取り崩し額は確実に減少し、本年度予算では 3 月議会補正時点で減債基金 84 百万円の取り崩しまで圧縮してきました。しかし、今後さらに少子高齢化の進展と福祉医療に必要な住民サービス（社会保障費）の増加、団塊世代の大量退職は退職手当組合負担金の増加を招いてきます。さらに小中学校や公共施設（ハコ物）の立替や更新、下水道・国民健康保険・本年から始まる後期高齢者など特別会計への繰り出し、一部事務組合の負担

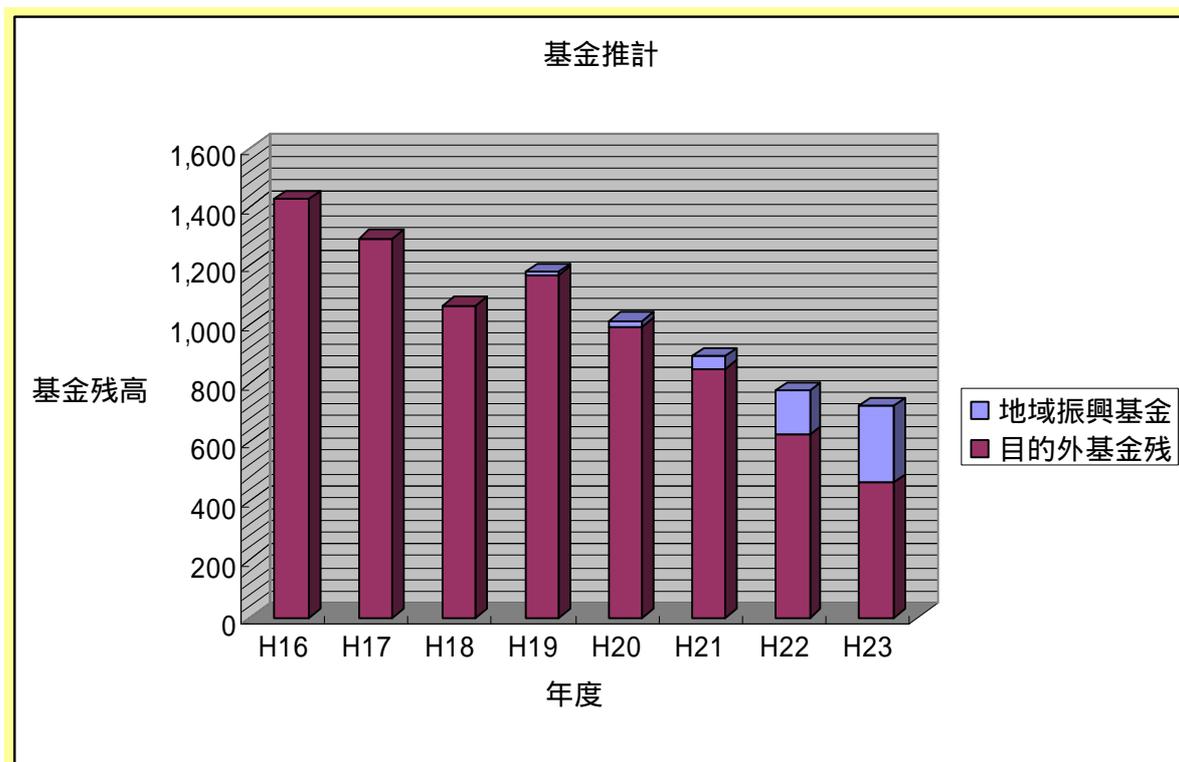
金の増加など支出の増加要素は多方面にわたります。

このことから、基金が有るうちに有利な条件の合併特例債を利用し、地域振興基金造成をすることは将来の財源確保に有効です。図 2 は目的外基金（減債基金 + 財政調整基金 + 公共施設基金）と平成 20 年度 8 億円の地域振興基金を造成した場合の平成 23 年までの推計グラフです。推計の基礎はこの間の起債発行額を学校施設の大規模改修を考慮し、2 億 5 千万 / 単年度で計算したものです。

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
目的外基金残	1,428	1,294	1,065	1,168	993	849	624	460
地域振興基金				10	20	41	151	260
基金合計	1,428	1,294	1,065	1,178	1,013	890	775	720

単位：百万

(図 2)



財政指標の将来推移試算

次に(図-3)は地域振興基金を20年度8億円造成した場合の実質公債費比率の推移と公債費の推移グラフです。最大値は平成21年に20.7%に達しますがそれ以後は徐々に下降していきます。財政健全化法での早期健全化基準 3は南部町の財政規模では25%ですので財政上のコントロールは十分可能と判断しました。

H20.3 試算

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
既往債	1,135	1,154	1,134	1,051	958	828	759	682
公債費見込	1,135	1,159	1,145	1,178	1,136	1,041	1,004	978
H20.3 実質公債費比率	18.1%	20.3%	20.7%	20.3%	19.3%	17.8%	16.2%	14.8%

(図-3)

